

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	2	担当課	森林整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	21-1	不利益処分の種類	地すべり防止区域内における監督処分	
地すべり等防止法 〔 昭33.3.31 法30 最終改正 平5.3.31 号外法8 〕						
(監督処分及び損失補償)						
第21条 都道府県知事は、次の各号の1に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。						
一 第18条第1項の規定に違反した者						
二 第18条第1項の許可に附した条件に違反した者						
三 偽りその他不正な手段により第18条第1項の許可を受けた者						
(行為の制限)						
第18条 地すべり防止区域内において、次の各号の1に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。						
一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)						
二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)						
三 のり切又は切土で政令に定めるもの						
四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良						
五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの						